

平成三十年四月五日提出
質問第二一三号

裁量労働制等のデータについての安倍首相発言等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

裁量労働制等のデータについての安倍首相発言等に関する質問主意書

安倍首相は、平成三十年二月二十日の衆議院予算委員会において「先ほど来丁寧に説明をさせていただいているところですが、私が答弁をいたしましたのは、いわば撤回をいたしましたのは、データを撤回するということに申し上げたのではなくて、引き続き精査が必要と厚労省から報告があったため、精査が必要なデータに基づいて行った答弁について撤回し、おわびをしたところでございます」と答弁されている。

データは撤回をしないということであるが、そのデータはどのようなデータなのか。

また、データは撤回しないということだが、現時点でも撤回はしない、ということであるのか。撤回する場合でも撤回しない場合でも、理由をお示し願いたい。

また、そのデータに誤りがあれば、どのような誤りなのか、お示し願いたい。

一方で厚生労働省の東京労働局長は記者会見で、裁量労働制に絡んで過労死があった野村不動産への是正勧告に関連した記者との質疑の中で、「プレゼント」という発言をしている。

この発言をした記者会見の日付をすべてお示し願いたい。「プレゼント」とはどのような意味か。誰に対する誰からの「プレゼント」なのか。

また、平成二十九年十二月二十六日の東京労働局長の定例記者会見で、東京労働局長は「プレゼントもう行く？ やります？ じゃ、よろつか。じゃあやりましょう。はい。プレゼントっていうほどいい話じゃないんですけど。資料今お配りしますけど。野村不動産株式会社に対して特別指導を行いました」と発言した事実があるか、お示し願いたい。

過労死を出した会社への特別指導、あるいはその情報提供が記者へのプレゼントという意味であるとすれば死者を冒瀆しかねない発言だと考えるが、内閣の見解を問う。

右質問する。